

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

準備八割

失敗を繰り返す部下を、どう指導すればいいのか。一般社団法人日本リーダーズ学会嶋津良智代表理事はForeに書いています。部下はあなたが思うほど仕事を理解できていない。結果を出すには「前」が大切です。任せる前、始める前には準備が重要、スポーツでも試合前に勝負は決まるとさえ言われています。私は準備八割、本番二割とっており、明確に指示を与え、後は信じて任せています。リモートワークが広がる中で、あうんの呼吸や以心伝心は通用しません。何を期待してどこまで権限を委譲するか明確にしましょう。「二対八の原則」で、社員の二割は優秀ですが、残りの八割は積極的に育てないと伸びません。

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁は、昨年12月に「税務行政DX～構想の実現に向けた工程表～」を公表しました。

これは、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収の効率化・高度化を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想等を示したものです。



水郷船めぐり(滋賀)

角田展章/オアシス

特定納税管理人

□納税管理人

納税管理人とは、納税者が納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときに、これらの事項を処理させるため、国内に住所又は居所(事務所及び事業所を含みます)を有する人でこれらの事項の処理につき便宜を有するものの中から選任される人(個人でも法人でも可)をいいます。たとえば、非居住者が国内に貸付用不動産を所有して賃貸料収入があるような場合がこれに該当します。

□特定納税管理人

令和3年度税制改正によって、従来の納税管理人制度に加えて、新たに特定納税管理人制度が創設され、令和4年1月1日から施行されています。

特定納税管理人とは、納税者から自発的に納税管理人の届出がない場合において、税務当局が納税者に対して納税管理人の指定及び届出を要請しても届出がないことなどの一定の要件を満たすときに、税務署長等が指定する国内便宜者(国内に住所又は居所を有する人で特定事項の処理について便宜を有するもの)をいいます。

□特定納税管理人として指定できる人

税務署長等が、特定納税管理人として指定することができる人は、外国法人の場合には、納税者たる外国法人と相当な関連がある者として、移転価格税制における特殊の関係がある者、納税者たる外国法人等の役員及びその役員と同一生計の親族、非居住者(個人)の場合には、納税者たる非居住者の国内居住の同一生計親族などとなっています。

□納税管理人の届出をすべきことの求め

納税管理人を選任すべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、税務署長等は、その納税者(特定納税者)に対して、特定事項(国税に関する事項のうち納税管理人に処理させる必要があると認められるもの)を明示して、指定する日までに、納税管理人の届出をすべきこ



○馬肉をサクラと言いますが、由来は5代将軍綱吉の生類憐みの令に始まる。保護対象は犬・猫は勿論、鳥・魚・昆虫にまで及び、食用だった家畜や野生の鳥獣の殺生も禁止された。庶民たちは隠語を付けて認識を変えた。鶏肉=かしわ、馬肉=さくら、猪肉=ぼたん、これらは肉の色から、鹿肉=もみじ、これは花札の絵から。食を愛する江戸の人々の知恵です。



とを書面で求めることができます。

□納税管理人となることの求め

納税管理人を選任すべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、税務署長等は、国内便宜者に対して、その納税者の納税管理人となることを書面で求めることができます。

□特定納税管理人の指定

税務署長等は、指定日までに納税管理人の届出がされなかったときは、納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち一定の人を、特定納税管理人として指定することができます。

この場合には、税務署長等は、特定納税管理人及び特定納税者に対して、書面によって特定納税管理人を指定した旨を通知することとされています。

□特定納税管理人の義務

特定納税管理人が処理すべき事項(特定事項)は、税務当局が納税者に対して発する書類の受領、受領した書類の納税者への送付、納税者が税務当局に対して提出する書類の受領、受領した書類の税務当局への送付その他これに類する事項とされていますので、特定納税管理人は納税者に代わって納税申告書の提出や納税の義務は負いません。

令和2年度所得税及び 消費税調査等の状況

令和3年11月、国税庁から発表されました。

(1)所得税の調査等状況

所得税の調査等の実地調査件数は、特別調査・一般調査が1万9千件、着眼調査が5千件となり、合計2万4千件でした。このほか、簡易な接触が47万8千件となりました。

実地調査は前年比60.1%減と大きく減少しましたが、電話や文書、税務署での面接等による簡易な接触は、前年比28.7%増の47万8千件と増加しています。同庁は、「実地調査は減少したが、簡易な接触を積極的に組み合わせるなどして効率的に調査を行っている」としています。

(2)消費税の調査等状況

消費税の調査等の実地調査件数は、特別調査・一般調査が9千件、着眼調査が2千件となり、合計1万1千件でした。このほか、簡易な接触

の件数は7万5千件となりました。

(3)主な取り組み4項目

- ①富裕層に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。なお、1件当たり申告漏れ所得金額は2,259万円です。
- ②海外投資等を行っている個人に対して国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを活用し、積極的に調査を実施しています。
- ③シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対しては、積極的に調査を行っています。
- ④無申告者に対し実地調査。申告漏れ所得金額が高額な業種は、プログラマー、畜産農業（肉用牛）、内科医、キャバクラ、太陽光発電です。

(4)今後の実地調査

同庁は、「新型コロナウイルスの感染拡大状況を見極めつつ、納税者の理解と協力を得た上で実施していく」としています。

ナマの税務相談室

Q 漸く桜の季節を迎え
気持ち良い日々を感謝
します。ところで今日は
税金納付がらみの気の重
たいご相談です。

A そういう悩みは早く春風で吹き飛ばしたいですね。

Q 実はこのたび相続で上場株式（創業者一族の大株主ではないもの）と土地（更地）を取得しましたが、肝心の納税資金に悩んでいます。納付の方法として金銭納付のほかに物納制度があると聞いています。物納財産の優先順位に従って不動産や株式等を納付に充てたいと考えています。ところで、「金銭納付を困難とする理由書」の換価の容易な財産の中に上場株式も含まれるのでしょうか。

A 相続税法では、納付すべき相続税額から即納可能額と延納によって納付することができる金額を差し引いた残額が物納可能限度額と定められております。この場合の即納可能

金銭困難にかかる 物納制度

額は次の算式で得た額に相当する金額のことをいうものと規定されています。相法41条、相令17条、即納可能額 = $A - (B + C)$

A = 当該納税者が相続税の納期限又は納付すべき日において有する現金等換価容易な財産の価額

B = 当該納税者及びその者と生計を一つにする配偶者その他の親族の生活のために通常必要と認められる費用の3月分に相当する金額（相令12条）

C = 当該納税者の事業の継続のために当面必要と認められる運転資金

算式中のAの「換価の容易な財産」とは評価が容易であり、かつ市場性のある財産で速やかに売却処分をすることが出来るものをいうものと解されています。

ご質問の上場有価証券は算式Aに含まれることになるものと考えます。

ナマの税務相談室

住宅ローン控除の適用と 3,000万円特別控除の適用

令 和2年の税制改正で、住宅ローン控除の規定の「翌年又は翌々年中」という文言が「翌年以後3年以内」という文言に改正されました。これは、会計検査院が措置法特典の不適正な重複適用として実態報告をしたことに端を発しています。会計検査院の検査報告によると、新居を購入して住宅ローン控除を受けている人で、旧居に居住しなくなってから3年目に旧居を売却して居住用資産譲渡の3,000万円特別控除の特例の適用を受けていた人が平成28年、29年の2年間で37人いたとしています。そして、この37人の重複減税額の合計が5,011万円であった、としています。税率で割った一人当たり平均

譲渡益は900万円前後です。
会 計検査院の検査した事例のように、最近では、住宅の譲渡で譲渡益が出るという傾向が顕著になっています。昭和の土地バブルの時代には、頻繁に住宅を買い替えることにより、よりリッチな物件に住み替える、という事例が沢山ありました。所有によりアパート賃料分が留保されるだけでなく、所有により含み益が蓄積される、という効果が人の心を動かしました。
現 在は、マンションバブルの傾向を示しています。首都圏では2000年以降、近畿圏では2010年以降に建築した中古マンションの譲渡価格が新築時の価格を上回る傾向にある、との民間公表データも

あります。譲渡益も、建物の減価償却があるから譲渡益が出るのではなく、その償却額を超える譲渡益が出る、という事です。

今 はマンション住み替えの都度、譲渡益が発生する時代になっています。そして、期間が3年超ならば、3,000万円控除の連続適用が可能です。さらに、住宅ローン控除の適用を受けていたとしても、その居住物件の譲渡による譲渡益に対する3,000万円控除の適用も可能です。

紛 らわしいところですが、同一物件に係る譲渡益に対する3,000万円控除の適用と住宅ローン控除の適用とは、特例併用の制限はされていません。会計検査院の指摘したのは、異なる物件での住宅ローン控除と3,000万円控除の重複適用の場合の事なので、同一物件での重複適用に対する注文ではなかったのです。

「旅人もまじりてそぞぐ
甘茶かな 月二郎」
4月8日はお釈迦様の誕生日です。お釈迦様の像に甘茶を注ぎかけます。
一方、キリストの復活祭は、春分の日の後の最初の満月の次の日曜日。前の日の晩から始まります。時計のない昔、教会暦の一日の区切りは日没頃でした。
「湖の村に灯が入る復活祭 朗人」
5日清明、20日穀雨。



事を遂げる者は
愚直でなければならぬ、
才走ってはうまくいかない。

(勝海舟)

4月の税務メモ

(国 税)	(地方税)
○3月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	11日 ○3月分個人住民税特別徴収分の納付
○2月決算法人の確定申告	15日 ○給与支払報告に係る異動の届出
○8月決算法人の中間(予定)申告	5月2日 ○2月決算法人の確定申告
	ク ○8月決算法人の中間(予定)申告
	ク ○非課税法人の住民税均等割の申告
	(地方条例による) ○軽自動車税の納付
	○固定資産税、都市計画税の納付
	○固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。